

## ベラルーシ共和国特許法

2002年12月16日法律 No. 160-Z

[2007年12月24日改正]

2002年11月14日代表者院採択

2002年12月2日共和国院承認

本法は、発明、実用新案及び意匠の法的保護の創設と利用に関連して生じる排他的権利関係及び当該権利関係に関連する非排他的な人的関係を規整する。

### 目次

#### 第 I 章 発明、実用新案及び意匠の法的保護

- 第 1 条 発明、実用新案及び意匠に係る特許
- 第 2 条 発明に法的保護を付与する条件
- 第 3 条 実用新案に法的保護を付与する条件
- 第 4 条 意匠に法的保護を付与する条件

#### 第 II 章 発明者及び創作者並びに特許権者

- 第 5 条 発明者又は実用新案若しくは意匠の創作者
- 第 6 条 特許権者

#### 第 III 章 発明、実用新案又は意匠における権利

- 第 7 条 発明者人格権
- 第 8 条 特許権者の権利及び義務
- 第 9 条 特許権者の排他的権利の侵害を構成する行為
- 第 10 条 特許権者の排他的権利の侵害と認められない行為
- 第 11 条 第三者に対する特許及び特許から派生する権利の譲渡、特許を受ける権利の移転、財産権を目的とする質権設定

#### 第 IV 章 特許の取得

- 第 12 条 特許出願の提出
- 第 13 条 発明特許の出願
- 第 14 条 実用新案特許の出願
- 第 15 条 意匠特許の出願
- 第 16 条 発明、実用新案及び意匠の優先権
- 第 17 条 出願書類の補正
- 第 18 条 発明出願の審査
- 第 19 条 発明出願の予備審査
- 第 20 条 発明出願の情報の公開
- 第 21 条 発明出願の実体審査
- 第 22 条 仮の法的保護

- 第 23 条 実用新案出願の審査
- 第 24 条 意匠出願の審査
- 第 25 条 出願審査の結果についての特許庁の査定に対する不服審判
- 第 26 条 出願の変更
- 第 27 条 徒過した期限の変更
- 第 28 条 発明，実用新案及び意匠の登録
- 第 29 条 特許に係る情報の公開
- 第 30 条 特許証の交付
- 第 31 条 特許手数料
- 第 32 条 外国での特許出願

#### 第 V 章 特許の失効及び回復

- 第 33 条 特許の無効の認定
- 第 34 条 特許の早期失効
- 第 35 条 特許の効力の回復

#### 第 VI 章 発明，実用新案，及び意匠の実施

- 第 36 条 発明，実用新案，及び意匠の実施態様
- 第 37 条 オープンライセンス
- 第 38 条 強制使用許諾
- 第 39 条 先使用権

#### 第 VII 章 発明，実用新案及び意匠の法的保護に係る制度的基礎並びに発明者人格権及び特許権者の権利の侵害についての責任

- 第 40 条 特許庁の機能
- 第 41 条 発明者人格権及び特許権者の権利の侵害についての責任

#### 第 VIII 章 最終規定

- 第 42 条 国際条約
- 第 43 条 外国の市民，市民権を有しない自然人及び外国法人の権利
- 第 44 条 本法の施行
- 第 45 条 失効する法律
- 第 46 条 ベラルーシ共和国法令の本法に従った整備

## 第I章 発明，実用新案及び意匠の法的保護

### 第1条 発明，実用新案及び意匠に係る特許

- (1) 発明，実用新案及び意匠に係る権利は，国家により保護され，特許により証明される。
- (2) 発明，実用新案及び意匠に係る特許は，発明者権又は実用新案若しくは意匠の創作者，優先権，及び発明，実用新案又は意匠を使用する排他的権利を証明する。
- (3) 特許は，国家機関である「国家知的所有権センター」（以下「特許庁」という。）に対する出願日から有効とし，発明に係る特許の存続期間は20年である。発明を使用する手段の適用が法令に従い所管当局の認可を要する場合は，当該発明に係る特許の存続期間は，特許権者の申請により5年を超えない期間について，特許庁がこれを延長することができる。実用新案特許にあつては，存続期間は5年であり，実用新案権者の申請により5年を超えない期間について，特許庁がこれを延長することができる。意匠特許にあつては，存続期間は10年であり，意匠権者の申請により5年を超えない期間について，特許庁がこれを延長することができる。
- (4) 本法第16条(6)に基づく優先権の主張を伴う出願に対し付与される特許に関して本条(3)にいう期間を算定するときは，最初の出願の日が出願日である。
- (5) 発明特許又は実用新案特許により付与される法的保護の範囲は，当該発明又は当該実用新案に関する特許請求の範囲により決定されるものとする。発明（実用新案）の特許請求の範囲は，その本質的な特徴の総体による当該発明（実用新案）の論理的定義である。明細書及び図面は，当該発明（実用新案）の特許請求の範囲の解釈のみに用いられる。
- (6) 意匠特許により付与される法的保護の範囲は，物品の図示された形象（ひな形，画像）に示されたその本質的な特徴の総体により決定されるものとする。
- (7) 所定の手続により秘密と認められた発明，実用新案及び意匠に対する法的保護の付与，並びに秘密の発明，実用新案及び意匠の取扱に係る手続は，制定法によりこれを定める。

### 第2条 発明に法的保護を付与する条件

- (1) 本法上，いかなる技術分野における発明であっても，物の発明であるか方法の発明であるかを問わず，新規であり，進歩性を含み，かつ，産業上の利用可能性があるときは，法的保護が付与される。  
本法の適用上，「物」とは人間作業の成果としての物質を意味し，「方法」とは，物体に対して相互関連作用を及ぼすための手順，手法及び手段，並びに手順，手法若しくは手段の適用，又は一定の目的での物の使用を意味する。  
発明は，それが従来技術の一部を形成する〔しない〕ときは，新規である。  
発明は，従来技術に照らして当業者に自明でないときは，進歩性がある。  
従来技術には，発明の優先日前に，世界で公知となっているすべての情報が含まれる。従来技術に照らして発明の新規性を決定するときは，ベラルーシ共和国の領域内で他人によりなされた，発明及び実用新案に係るすべての出願であつてかつ，取り下げられていないもの，並びにベラルーシ共和国において特許を受けた発明又は実用新案も優先権の判断において考慮されるものとする。  
発明は，工業，農業，保健医療又はその他の活動分野において利用できるときは，産業上の利用可能性がある。

発明に関する情報開示が、発明者、出願人、又は発明者若しくは出願人から直接的若しくは間接的に当該情報を入手したその他の者により行われ、当該情報開示により当該発明の本質に係る情報が公知となる場合、特許庁に対する出願の前 12 月中に行われたとき、当該情報開示は、当該発明の特許性を妨げる事情とは認定されないものとする。当該事由の挙証責任は出願人が負う。

(2) 次のものは、発明とは認められない。

- － 発見、科学理論、及び数学的方法
- － 物の外観に関する解決であって、審美的必要の充足を意図するもの
- － 知的活動の実行、ゲームの実行又は事業遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ用のアルゴリズム及びプログラム
- － 情報のありふれた提示

発明に係る特許の出願が前述の対象物及び行為の類型そのもののみに関する場合に限り、当該対象物及び行為の類型は、本法に基づく発明とは認められない。

(3) 次のものは、本法に基づく特許性を有する発明とは認められない。

- － 植物品種及び動物品種
- － 集積回路の回路配置
- － 公益、人道上の原則又は道徳に反する発明

### 第 3 条 実用新案に法的保護を付与する条件

(1) 考案に関連する技術的解決は、新規であり、かつ、産業上の利用可能性があるときは、実用新案としての法的保護が付与される。

実用新案は、その本質的な特徴の総体が従来技術の一部を形成しないときは、新規である。従来技術には、実用新案の優先日前に、当該実用新案と同一の目的を有する考案に関し公知となった情報、及び、ベラルーシ共和国における当該実用新案の用途に関する情報が含まれる。従来技術に照らして実用新案の新規性を決定するときは、ベラルーシ共和国において他人により出願された発明及び実用新案であって取り下げられていないもの、並びにベラルーシ共和国において特許を受けている発明及び実用新案も優先権の判断において参酌されるものとする。

実用新案は、工業、農業、保健医療又はその他の活動分野において利用できるときは、産業上の利用可能性がある。

実用新案に関する情報開示が、考案者、出願人、又は考案者若しくは出願人から直接的若しくは間接的に当該情報を入手したその他の者により行われ、当該開示により実用新案の本質に係る情報が公知となる場合、特許庁に対する出願の前 12 月中に行われたとき、当該情報開示は、当該実用新案の特許性を妨げる事情とは認定されないものとする。出願人が当該事由の挙証責任を負う。

(2) 次のものには本条(1)に基づく法的保護が付与されない。

- － 物の外観に関する判断であって、審美的必要の充足を意図するもの
- － 公益、人道上の原則又は道徳に反する解決

### 第 4 条 意匠に法的保護を付与する条件

(1) 本法は、物品の外観を決定する美術的解決法又は美術と解される解決法であって、新規

かつ独自のものを法的保護が付与される意匠と認める。当該物品は、工業用又は手工業用である。

意匠は、その本質的な特徴の総体が、当該意匠の優先日前に、作品において公知であった情報から知られていなかったときは、新規であると認められる。

意匠の新規性を決定するときは、ベラルーシ共和国において他人によりなされた意匠にかかる先願であって、かつ、取り下げられていないものは、ベラルーシ共和国において意匠として特許されていないものも、優先日の判断においてすべて考慮しなければならない。

意匠は、その本質的な特徴が物品の特性を創出しているときは、独自性を有すると認められる。

意匠の本質的な特徴とは、物品の外観の審美的及び／又は人間性の発出としての特性、その形状、配置、装飾又は色彩の組合せを決定する特徴とする。

出願人（若しくは創作者）、又は出願人から直接的若しくは間接的に当該情報を入手したその他の者による意匠に関する情報開示において、当該意匠の本質的要素に係る情報が公衆に利用可能となったとき、当該情報が開示された日から6月以内に当該意匠に係る出願が行われた場合は、当該情報開示は、当該意匠の特許性に対して悪影響を及ぼさないものとする。その場合、前記の事由を挙証する責任は、出願人の側にある。

(2) 本条(1)に基づく法的保護は、下記のものには付与されない。

- － 物品の技術的機能により専ら決定される解決
- － 公益、人道上の原則又は道徳に反する解決
- － 小規模建築を除く建築（工業上、水力学上その他の定着物を含む）
- － 印刷物そのもの
- － 液体又は気体状物質、粉末等から構成される不安定形状の物体

## 第II章 発明者及び創作者並びに特許権者

### 第5条 発明者又は実用新案若しくは意匠の創作者

- (1) 発明者、実用新案又は意匠の創作者は、創作的成果を創出した自然人である。
- (2) 発明又は実用新案若しくは意匠が2人以上の自然人による共同の発明又は創作により創出された場合は、それらの者は共同発明者又は共同創作者として認められる。当該共同発明者又は共同創作者に帰属する権利の享有は、それらの者の間の合意によって決定される。
- (3) 発明又は実用新案若しくは意匠の創出に個人的な創作的寄与を何らすることなく、単に発明者若しくは創作者（又は共同発明者若しくは共同創作者）に技術的、組織的若しくは物質的援助を提供し、又は発明、実用新案若しくは意匠に係る権利の登録又はその利用を援助したに過ぎない自然人は、共同発明者又は共同創作者とは認められない。

### 第6条 特許権者

- (1) 発明、実用新案又は意匠の特許が付与された者は、特許権者である。
- (2) 特許を受ける権利は、次の者に属する。
  - － 発明者（共同発明者）、又は実用新案若しくは意匠の創作者（共同創作者）
  - － 本条(3)に定める場合は、発明者又は実用新案若しくは意匠の創作者の使用者である自然人又は法人
  - － 自然人（ら）及び／又は法人（ら）であって（その合意があれば）、発明、実用新案若しくは意匠に係る特許の付与を求める出願書類において、又は発明、実用新案若しくは意匠の登録日前に特許庁へ提出された請求書において、発明者（共同発明者）又は創作者（共同創作者）により記載されている者
  - － 本項に定める者の承継人
- (3) 従業者により行われた職務発明又は実用新案若しくは意匠についての特許に対する権利は、使用者に属する。ただし、両者間の契約に別段の規定がある場合は、この限りでない。発明、実用新案、又は意匠は、その対象が使用者の活動範囲に属するとき、次を条件として職務上なされたとされる。すなわち、従業者の創作的行為に至った活動が自らの正式な職務と判断される場合、又は、自らの使用者により命じられた特定の業務遂行と関連して、若しくは使用者の経験若しくは手段と関連して当該発明、実用新案若しくは意匠を発明若しくは創作したとき。

職務発明をなした、又は実用新案若しくは意匠を職務上創作した従業者は、その旨を書面で使用者に通知しなければならない。使用者が、従業者により職務発明、又は職務上創作した実用新案若しくは意匠について通知された日から3月以内に特許庁に対して出願しなかった場合は、当該従業者は、特許を受ける権利を有する。

特許を受ける権利が従業者に帰属しないとき、使用者が特許を取得したか又は使用者の責によらずして自ら出願した特許を取得しなかった場合は、従業者は、発明、実用新案又は工業意匠の適正な利用により使用者が得た利益又は得られると期待している利益に相応の報酬を受け権利を有する。報酬の額及びその支払条件は、使用者と従業者との間の合意により規定されるものとする。

報酬又は補償金の額及び支払手続について当事者間に合意が存在しない場合は、紛争は裁判所に付託される。報酬の最低額は制定法により定められる。契約上定められた報酬又は補償

金が適時に支払われない場合は、違反した使用者が制定法に従い責任を負うものとする。

雇用契約の終了は、職務発明又は実用新案若しくは意匠の創作から生じる従業者と使用者との間の権利及び義務に影響を及ぼさない。使用者も、雇用契約の終了時から1年が満了する前に職務発明又は職務上の実用新案若しくは意匠について出願することができる。1年の満了後は、職務発明、又は職務上の実用新案若しくは意匠を出願する権利は、従業者に移転する。

職務発明又は職務上の実用新案若しくは意匠の創作から生じる他の関係は、制定法の定めによる。

### 第III章 発明，実用新案又は意匠における権利

#### 第7条 発明者人格権

- (1) 発明者には，非財産的な人格権及びこれに関連する財産権が帰属する。
- (2) 発明者人格権(発明者として認知される権利)は，非財産的な人格権であり，無期限に保護される。発明者人格権は，譲渡不能かつ移転不能である。

#### 第8条 特許権者の権利及び義務

- (1) 特許権者は，特許発明又は特許を受けた実用新案若しくは意匠を利用する権利を専有する。  
発明，実用新案又は意匠を利用する排他的権利は，当該利用が他人の権利を侵害しない限りにおいて自己の裁量で当該発明，実用新案又は意匠を利用する権利，及び他人が当該発明，実用新案又は意匠を利用することを禁止する権利を含む。
- (2) 特許発明のうち，製法特許を利用する排他的権利は，当該製法により直接に得られた製品にも及ぶものとする。その場合，反証がない限り，新規製品は，特許を受けた製法により得られたものとされる。
- (3) 特許発明又は特許を受けた実用新案若しくは意匠を利用する排他的権利は，特許証が発行された旨の情報が特許庁公報により公告された日から起算する当該特許の有効期間中に特許権者により行使される。
- (4) 特許権者は，当該特許により付与された権利については，他人の権利又は社会若しくは国家の利益を害することなく，これを行使しなければならない。
- (5) 特許権者の請求があれば，制定法に従い，その者の排他的権利の侵害が停止され，当該侵害の責を負う者は，当該特許権者が被った損害を補償するものとする。

#### 第9条 特許権者の排他的権利の侵害を構成する行為

次の行為は，特許権者の同意なく行われたときは，当該特許所有者の排他的権利の侵害となる。

- － 特許発明又は特許を受けた実用新案若しくは意匠を適用した製品の製造，使用，輸入，販売の申出，販売，及びその他の態様による市販又はその目的による当該製品の保管，並びに，特許により保護されている製法につき，当該製法の目的に従い当該製法を操作又は利用して前記行為を実行すること
- － 発明特許により保護された製法の使用，又は発明特許により保護された製法により直接製造された製品の販売若しくは販売目的での市販若しくは保管

#### 第10条 特許権者の排他的権利の侵害と認められない行為

次の行為は，特許権者の排他的権利の侵害とは認められない。

- － 特許発明又は特許により保護された実用新案若しくは意匠を，(海上，河川，航空，陸上及び宇宙における) 輸送手段の構造又は操作において使用すること。ただし，当該手段が一時的又は偶然にベラルーシ共和国の領域内にあること，及び，当該発明，実用新案又は意匠が関連する輸送手段の必要のために使用されることを条件とする。輸送手段がベラルーシ共和国の自然人及び法人に同一の権利を与えている国の自然人又は法人に属するときは，当該



行為は、当該特許権者の排他的権利を侵害するものとは認められない。

- － 特許発明又は特許により保護された実用新案若しくは意匠を使用した方法により、科学研究又は実験を行うこと
- － 不可抗力による非常事態又は不可避免的な状況の場合に、特許権者に対し相応の事後補償を支払い、特許発明、特許により保護された実用新案若しくは工業意匠を含む方法を使用すること
- － 収益を得ることなく、私的な必要のために特許発明又は特許により保護された実用新案若しくは意匠を使用した方法を使用すること
- － 薬局において、特許発明を一時的に使用して、医師の処方箋に基づく薬剤を製剤すること
- － 特許発明又は特許により保護された実用新案若しくは意匠を組み込んだ製品が、ベラルーシ共和国において特許権者の権利を侵害することなく市販されているときに、当該製品の使用、販売の申出、販売、輸入をすること又はそれらの目的で保管すること

#### **第 11 条 第三者に対する特許及び特許から派生する権利の譲渡、特許を受ける権利の移転、財産権を目的とする質権設定**

- (1) 特許権者は、特許を他の自然人又は法人に譲許することができ、また使用許諾契約に基づく、発明、実用新案又は意匠を使用する権利を、自然人又は法人に移転することができる。
- (2) 特許権者が専有する、特許発明又は特許を受けた実用新案若しくは意匠を使用する権利、及び発明者又は創作者の報酬請求権は、相続を含む承継のためこれを移転することができる。
- (3) 特許証により証明された財産権は、質権の目的とすることができる。

## 第IV章 特許の取得

### 第12条 特許出願の提出

(1) 発明、実用新案又は意匠に係る特許の付与を求める出願は、本法第6条(2)に従い特許を受ける権利を有する者(以下「出願人」という。)が特許庁に対して行う。

特許庁に対する出願の提出及び特許庁に対する手続の遂行は、出願人が本人により、又は特許庁に登録された特許代理人を通じて、これをなし得る。

(2) 特許代理人を通じて提出される出願書類には、出願人により発行された委任状を添付しなければならない。

(3) 発明、実用新案又は意匠の出願書類が満たすべき要件は、ベラルーシ共和国閣僚評議会により授権されたベラルーシ共和国の行政機関がこれを定める。

### 第13条 発明特許の出願

(1) 発明特許の出願(以下「発明出願」という。)は、1発明にのみ又は単一の発明思想を形成する範囲内に関係付けられた一群の発明に関するものとする(「発明の単一性の要件」)。

(2) 発明出願は、次のものを含まなければならない。

1. 出願に係る発明の発明者(共同発明者)及び特許付与を求める者の名称、並びにこれらの者の住所又は居所を明記した、特許付与を求める願書。

2. 当該発明を実施することができるよう十分詳細に開示した明細書

3. 発明の本質を表現し、かつ、明細書により完全に裏付けられた当該発明に係る特許請求の範囲

4. 発明の本質を理解するのに必要な場合は、図面及びその他の資料

5. 要約書

(3) 特許庁に対する発明出願の出願日は、本法第16条(1)に従い優先権を確立するために必要な書類を特許庁が受理した日により定められ、前記の書類が同時に提出されなかったときは、特許庁が最後の書類を受理した日により定められる。

(4) 所定の特許手数料の納付、若しくは特許手数料の納付免除、又は減額事由の存在について証明する書類は、発明出願と共に提出するか又は特許庁に対する出願日から2月以内に提出される。前記の書類が所定の期限内に提出されなかったときは、当該発明出願は、取り下げられたとされる。

### 第14条 実用新案特許の出願

(1) 実用新案特許の付与を求める出願(以下「実用新案出願」という。)は、1実用新案にのみ又は単一の創作的思想を形成する範囲内に関係付けられた一群の実用新案に関するものとする(「実用新案の単一性の要件」)。

(2) 実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

— 出願に係る実用新案の創作者(共同創作者)及び特許付与を求める者の名称、並びにこれらの者の住所又は居所を明記した、特許付与を求める願書。

— 当該実用新案を実施することができるよう十分詳細に開示した明細書

— 実用新案の本質を表現し、かつ、明細書により完全に裏付けられた当該実用新案に係る特許請求の範囲

- － 実用新案の本質を理解するのに必要な場合は、図面及びその他の資料
- － 要約書

(3) 特許庁に対する実用新案出願の出願日は、本法第 16 条(1)に従い優先権を確立するために必要な書類を特許庁が受理した日より定められ、前記の書類が同時に提出されなかったときは、特許庁が最後の書類を受理した日より定められる。

(4) 所定の特許手数料の納付、若しくは特許手数料の納付免除、又は減額事由の存在について証明する書類は、実用新案出願と共に提出するか又は特許庁に対する出願日から 2 月以内に提出される。前記の書類が所定の期限内に提出されなかったときは、当該実用新案出願は、取り下げられたとされる。

### 第 15 条 意匠特許の出願

(1) 意匠特許の付与を求める出願は、1 意匠にのみ又は単一の創作的思想を形成する範囲内に関係付けられた一群の意匠に関するものとする（「意匠の単一性の要件」）。

(2) 意匠出願は、次のものを含まなければならない。

- － 出願に係る意匠の創作者（共同創作者）及び特許付与を求める者の名称、並びにそれらの者の住所又は居所を明記した、特許付与を求める願書。

- － 物品の 1 組の図示された形象（ひな形、図画）であって、当該物品の外観に関する思想を完全かつ詳細に示すもの

- － 意匠の本質的な特徴を記載した説明書

- － 意匠の本質の開示に必要なときは、物品の全体図、人間工学的図解又は組立図

(3) 特許庁に対する意匠出願の出願日は、本法第 16 条(2)に従い優先権を確立するために必要な書類を特許庁が受理した日より定められ、前記の書類が同時に提出されなかったときは、特許庁が最後の書類を受理した日より定められる。

(4) 所定の特許手数料の納付、若しくは特許手数料の納付免除、又は減額事由の存在について証明する書類は、意匠出願と共に提出するか又は特許庁に対する出願日から 2 月以内に提出される。前記の書類が所定の期限内に提出されなかったときは、当該意匠出願は、取り下げられたとされる。

### 第 16 条 発明、実用新案及び意匠の優先権

(1) 発明及び実用新案の優先権は、特許付与を求める願書、明細書、発明又は実用新案に係る特許請求の範囲及び明細書中に参照されている場合は図面を含む出願書類を特許庁に提出した日より定められる。

(2) 意匠の優先権は、特許付与を求める願書、物品の 1 組の図示された形象（ひな形、図画）及び説明書を含む出願書類を特許庁に提出した日より定められる。

(3) 最初の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国内で提出された日を基礎として優先権が定められ（「パリ条約による優先権」）、発明出願又は実用新案出願の場合は当該最初の出願提出日から 12 月以内、意匠出願の場合は当該最初の出願提出日から 6 月以内に、出願書類が特許庁に提出された場合は、当該最初の出願の出願日を優先権主張の基礎とすることができる。特許庁は、出願人の申請により、前記期限について 2 月を超えない期間延長することができる。

発明出願に係るパリ条約による優先権を主張しようとする出願人は、出願時に又は特許庁が

当該発明出願を受理した日後 2 月以内に、その旨を申出るものとし、かつ、最初の出願の提出日後 16 月以内に当該最初の出願書類の認証謄本を特許庁に提出しなければならない。出願人が前記期限を遵守しなかったときは、特許庁は、当該期限が満了する前に提出された出願人の請求により、優先権を回復することができる。ただし、出願人が最初の出願の出願日後 14 月以内に当該最初の出願書類の写しを請求し、かつ、その受理の日から 2 月以内にそれを特許庁に提出していることを条件とする。

実用新案出願又は意匠出願に係る条約優先権を主張しようとする出願人は、実用新案出願又は意匠出願の出願時に、又は当該実用新案出願若しくは意匠出願が特許庁において受理された日から 2 月以内に、その旨を申出るものとし、かつ、当該最初の出願書類の認証謄本を当該申出に添付するか、実用新案出願又は意匠出願が特許庁において受理された日から 3 月以内に、特許庁に提出しなければならない。

(4) 優先権の認定において、追加資料が特許請求された発明、実用新案又は意匠の本質を変更するものであるため参酌されない旨の通知を特許庁から出願人が受領した日から 3 月の期間が満了する前に、追加資料が別出願として出願人により提出され、かつ、追加資料として提出がなされた出願が当該別出願の出願日において取り下げられていないか又は取り下げられたとされていない場合は、優先権は、特許庁に当該追加資料を提出した日により定めることができる。

(5) 優先権は、同一の出願人がした先の出願であって、発明、実用新案又は意匠の本を開示し、かつ、当該優先権を主張する出願の出願が退出された日において取り下げられていないか又は取り下げられたとされていないものの、特許庁に対する出願が提出された日より定めることができる。ただし、当該優先権を主張する出願が、発明に係る先の出願が提出された日から 12 月以内に、また実用新案又は意匠に係る先の出願が提出された日から 6 月以内に、なされることを条件とする。この場合は、当該先の出願は、取り下げられたものとされる。優先権は、先の優先権が既に主張された出願の出願が提出された日によっては定めることができない。

(6) 分割出願に基づく発明、実用新案又は意匠の優先権は、同一の出願によりその本質を開示する最初の出願を特許庁に対し提出した日より、又は当該最初の出願について先の優先権を定める権利が存在するときは、当該優先権の日付により、定められるものとする。ただし、分割出願の出願日において、最初の出願が取り下げられていないか又は取り下げられたとされていないこと、及び当該分割出願が、当該最初の出願に関する特許付与拒絶の査定に対する不服申立期限が満了する前、又は最初の出願について特許付与の査定がなされているときは、本法第 28 条に基づく発明、実用新案若しくは意匠の登録の日前に、特許庁に対してなされることを条件とする。

本法の適用上、「分割」出願とは、最初の出願が発明、実用新案又は意匠の単一性の要件に反して提出された場合に、当該最初の出願から分割することができる出願を意味する。最初の出願の出願人はまた、次の場合は発明特許の分割出願も提出することができる。

－ ある発明が最初の出願時に特許請求の範囲に含まれなかったが、明細書において開示されていた場合

－ 一群の発明につき単一の特許が請求されたが、当該出願につき、各発明についての特許付与の査定がなされた場合

(7) 発明、実用新案又は意匠の優先権は、当該各出願が本条(3)乃至(6)に規定された条件を

満たす場合は、数個の先の出願又はそれに対する追加資料に基づいて定めることができる。

(8) 類似の発明、実用新案又は意匠が同一の優先日を有することが審査の過程で確認された場合は、出願人の間で別段の合意がない限り、特許は、特許庁に対する送付の先日付が立証された出願について付与されるか、又は同一日出願の場合は、特許庁により最先の出願番号が付与された出願について付与されるものとする。

## 第 17 条 出願書類の補正

(1) 出願人は、特許庁により発明出願に係る特許付与の査定又は特許付与を拒絶する査定が下される前には、開示された発明の本質を変更しないことを条件として、発明に係る出願書類を補正する権利を有する。

実用新案出願又は意匠出願の出願を提出した日から 2 月以内に、出願人は、特許請求がなされた実用新案又は意匠の本質を変更しないことを条件として、当該出願の書類を補正又は積明する権利を有する。

追加資料は、それらが最初になされた発明の明細書（又は特許請求の範囲）に存在しない発明の特徴を含んでおり、当該発明又は実用新案の請求項に含まれるべきものであるときは、当該開示された発明又は実用新案の本質を変更するものである。

追加資料は、それらが物品の最初の形象（ひな形、図画）に存在しない意匠の本質的な特徴を反映した特徴を示す物品の形象（ひな形、図画）を含むときは、当該開示された意匠の本質を変更するものである。

(2) 特許を受ける権利の移転時の出願人についての表示における何らかの補正、又は出願人の名称を変更する結果として生ずる補正、及び出願書類における明白かつ技術的な誤記の訂正は、発明、実用新案又は意匠の登録日まで、許容される。

## 第 18 条 発明出願の審査

(1) 発明出願の審査は、特許庁により本法及びその他の通達に従い行われ、予備審査及び実体審査を含む。

(2) 出願人が出願に係る追加資料を提出した場合は、審査は、それらが開示された発明の本質を変更するものであるか否かが確認される。

追加資料中、開示された発明の本質を変更する部分は、発明出願の検討において参酌されず、出願人は、それらを別出願により登録を受けることができる。

(3) 発明出願が発明の単一性の要件に反して提出された場合は、特許庁は、当該不遵守に関連する通知を受領した日から 2 月以内に、いずれの発明が審査されるべきか報告するよう、また出願書類の明確化をなすよう出願人に勧める。発明の単一性の要件の不遵守があり、他の発明に係る最初の出願書類に含まれている場合は、出願人は、1 又は 2 以上の分割出願を提出することができる。

出願人が特許庁による当該通知を受領後 2 月以内にいずれの発明が審査されるべきか報告せず、また積明の書類も提出しないときは、審査は、発明に係る特許請求の範囲において最初に記載された発明が審査されるものとする。

(4) 発明出願は、出願に関する情報の公告日前であるが発明の登録の日以前に、出願人がこれを取り下げることができる。

## 第 19 条 発明出願の予備審査

(1) 発明出願は、特許庁におけるその受理の日から 3 月の期間内に予備審査に付されるものとする。

(2) 予備審査の過程で、必要書類がすべて提出されており、所定の要件を満たしていることが確認され、開示された解決が特許性の認められる対象に関するものであるか否かが検討される。

(3) 特許庁は、予備審査の結果として下した査定及び本法第 16 条に基づく出願の提出日に関する査定について、当該査定の日から 5 就業日以内に書面により出願人に通知する。

(4) 予備審査の過程で、開示された解決が本法に基づいて特許性を有すると認められない対象に関係すると判明した場合は、特許の付与を拒絶する査定が下される。

(5) 必要な場合は、出願人は、特許庁により関連する要請を受領後 2 月以内に出願書類に関して明確化をなすよう勧められることがある。この場合は、審査期間は、出願人の応答を受理するため必要な期間について延長されるものとする。

出願人が所定の期間内に必要な釈明を提出しなかったとき若しくは発明出願の受理日に不足していた書類を提出しなかったとき、又は所定の期間の延長申請を提出しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとされ、特許庁は、出願人にその旨を通知する。

## 第 20 条 発明出願の情報の公開

(1) 特許庁は、予備審査を終え、予備審査の結果として肯定的な査定がなされた出願の提出日から 18 月の期間満了時に、当該出願の情報を特許庁の公報（以下「公報」という。）により公開する。公開される情報の一覧については、特許庁がこれを決定する。

(2) 発明出願を提出した日から 12 月の期間満了前に提出された出願人の請求により、特許庁は、本条(1)に定める期間が満了する前に当該出願の情報を公開することができる。

(3) 発明に係る情報が公開された後は、何人も、特許庁に備え置かれた出願書類を閲覧する権利を有する。

(4) 発明出願の情報は、公開期間の満了前に出願の全部若しくは一部が取り下げられるか、又は特許付与の査定がなされたか、当該特許が国家発明登録簿に登録されたか、又は特許の付与を拒絶する査定が下され、かつ当該査定に対する不服申立の可能性が制限されたとき、公開されないものとする。

(5) 発明者は、自己が出願人でないときは、発明出願に関して公開された情報に発明者として記載されることを拒絶する権利を有する。

## 第 21 条 発明出願の実体審査

(1) 特許庁が発明出願を受理した日から 3 年以内に、出願人又は利害関係人は、出願の実体審査請求を提出することができる。実体審査請求が所定の期限内に受理されなかった場合は、当該発明出願は、取り下げられたとされる。

(2) 発明出願の実体審査の過程で、発明の特許性が確認され、かつ、当該発明の優先権が定められる。

(3) 発明出願の実体審査の期間中に、特許庁は、追加資料（補正された発明特許請求の範囲を含む。）が当該審査の完遂に不可欠の場合は、当該資料を出願人に要請する権利を有する。出願人は、特許庁の要請を受領した日から 1 月以内に、実体審査の過程で自己の出願に対し

て引用された文献の写しを特許庁に請求することができる。

特許庁により要請された追加資料は、当該要請又は出願に対して引用された文献の写しを出願人が受領した日から 2 月以内に、当該発明の本質を変更することなく提出しなければならない。

出願人が特許庁により要請された追加資料又は所定の期間延長申請のいずれも所定の期間内に提出しなかった場合は、当該出願は、取り下げられたとされる。

追加資料中、特許請求された発明の本質を変更する部分は、出願の審査では参酌されず、出願人にはその旨が通知されるものとする。

(4) 実体審査の結果、出願人が特許請求の範囲において開示した発明が特許性の要件に適合している場合は、特許庁は、当該範囲につき、決定された優先日を示して特許付与の査定をなす。

(5) 出願人が特許請求の範囲において請求した発明が特許性の要件に適合していないと認める場合は、特許庁は、特許付与を拒絶する査定をなす。

出願人による特許請求の範囲が、特許性の要件を満たすが、最初の明細書（又は特許請求の範囲）に存在しなかった特徴を含んでいる旨を通知された後に当該請求項を補正しなかった場合にもまた、特許付与を拒絶する査定が下されるものとする。

(6) 特許庁は、発明出願に係る実体審査の結果として下した査定及び発明の優先日について、当該査定を下した日から 5 就業日以内に出願人に書面で通知する。

(7) 出願人は、発明出願に係る査定を受領日から 1 月以内に、実体審査の結果として自己の出願に対して引用された文献の写しを請求することができる。

(8) 特許付与の査定については、本法第 16 条(3)乃至(6)に従い先の優先権を享受する発明出願又は実用新案出願が受理された場合、及び同一の優先権を享受する同一の発明又は実用新案に係る出願又は付与された特許が発見された場合は、当該発明の登録前に、特許庁はこれを変更することができる。

(9) 特許庁は、実体審査の結果として下された査定については、それが本法に従い確立された発明出願の手續に違反して下されたときは、これを変更することができる。特許付与の査定については、当該発明が国家発明登録簿に登録される前にこれを変更することができる。

(10) 特許付与を拒絶する査定に不服がある場合は、出願人は、当該査定を受領した日、又はその者の請求により、自己の出願に対して引用された文献の写しを受領した日から 3 月以内に、特許庁に対して再審査を請求する権利を有する。

(11) 再審査は、出願人の請求が特許庁において受理された日から 6 月以内に、行われるものとする。

(12) 同一発明が同一優先日を有することが審査中に判明したときは、複数の出願人に対して、それらの者の合意を条件として、単一の特許が付与されるものとする。

それらの出願人の合意が得られない場合は、出願人は、特許付与に関する事項の解決を求めて裁判所に提訴することができる。特許は、裁判所が当該紛争を解決するまで、特許庁により付与されないものとする。

## 第 22 条 仮の法的保護

(1) 特許請求がなされた発明は、発明出願の情報が公開された日から特許に関する情報の公告の日まで、公開された特許請求の範囲の限度内で仮の法的保護を享受する。

(2) 特許請求がなされた発明を仮の法的保護期間中に利用する自然人又は法人は、発明特許付与後、特許権者に補償金を支払う。補償金の額及び支払方法は、当事者間の合意により決定される。

(3) 出願が取り下げられ若しくは取り下げられたとされたとき、又は特許付与を拒絶する最終査定が下され、かつ当該査定に対する不服申立の可能性が尽きたときは、仮の法的保護は開始されなかったとされる。

### 第 23 条 実用新案出願の審査

(1) 実用新案出願の審査は、特許庁により、本法及びその他の通達に従い行われる。

(2) 実用新案出願の審査においては、特許請求された考案につき、本法に定める特許性の要件に対する適合性の確認は行われない。

(3) 実用新案出願の審査の過程で、必要な書類がすべて提出されており、かつ、それらが必要な条件を満たしていることが確認され、特許請求された実用新案が特許性の認められる対象に関するものであるか否かが検討される。

(4) 実用新案出願の審査は、出願が特許庁において受理された日から 3 月以内に行われる。

(5) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象と関連のない請求についてなされたことと判明したときは、特許庁は、特許付与を拒絶する査定を下すものとする。

(6) 出願に含まれた書類が所定の要件に反する場合は、特許庁は出願人に要請を発し、その要請の受領の日から 2 月以内に補正書又は不足書類を提出するよう求める。出願人が所定の期間内に、求められた資料を特許庁に提出しなかったとき又は所定の期間の延長申請を提出しなかったときは、出願は、取り下げられたものとされる。

(7) 実用新案出願において出願人が追加資料を提出した場合は、審査の過程で、それらの資料が特許請求された実用新案の本質を変更するものであるか否かが確認される。

(8) 特許請求された実用新案の本質を変更する追加資料は、出願の検討において参酌されず、出願人は、別出願により登録を受けることができる。

(9) 出願が実用新案の単一性の要件に反して提出された場合は、出願人は、2 月の期間内に、いずれの考案を審査すべきか報告するよう、かつ、関連する明細書、特許請求の範囲及び図面を明示するよう求められる。

出願人が、実用新案の単一性の要件に反する旨の通知を受領後 2 月以内に、いずれの考案を審査すべきか報告せず、また釈明する書類を提出しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとされる。

(10) 特許請求された実用新案が新規であるか否かを決定するために、出願人又は利害関係人は、当該実用新案出願の技術水準を判断するための情報調査を行うよう請求することができる。情報調査の手順及び情報の提示については、特許庁がこれを決定する。

(11) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象となる考案につきなされていること、及び書類が正確に提出されていることが確認された場合は、特許庁により特許付与の査定が下される。

(12) 特許庁は、実用新案出願の審査の結果下された査定について、当該査定日から 5 就業日以内に、出願人に書面で通知する。

(13) 出願人は、実用新案の登録前に、その出願を取り下げることができる。



## 第 24 条 意匠出願の審査

- (1) 意匠出願の審査は、特許庁により、本法及びその他の通達に従って行われる。
- (2) 意匠出願の審査においては、特許請求された意匠が本法に定める特許性の要件に対する適合性の確認は行われぬ。
- (3) 意匠出願の審査の過程で、必要な書類がすべて提出されており、かつ、それらが必要な条件を満たしていることが確認され、特許請求された意匠が特許性の認められる対象に関するものであるか否かが検討される。
- (4) 意匠出願の審査は、出願が特許庁において受理された日から 3 月以内に行われる。
- (5) 意匠出願の審査の結果、出願が意匠として保護される対象と関連のない請求についてなされたと判明したときは、特許庁は、特許付与を拒絶する査定を下すものとする。
- (6) 意匠出願に含まれた書類が所定の要件に反して作成されている場合は、出願人は、2 月以内に補正書又は不足書類を特許庁に提出するよう要請される。出願人が所定の期間内に求められた資料を提出しなかったとき又は所定の期間の延長申請を提出しなかったときは、出願は、取り下げられたとされる。
- (7) 出願人が提出した、意匠の本質的一連の特徴を変更する追加資料は、意匠出願の審査の過程では参酌されない。出願人は、それらの資料につき、別出願により登録を受けることができる。
- (8) 意匠出願が意匠の単一性の要件に反して提出された場合は、出願人は、2 月の期間内に、いずれの意匠を審査すべきか報告するよう、かつ、関係書類を明示するよう要請される。出願人が、意匠の単一性の要件に反する旨の通知を受領後 2 月以内に、いずれの意匠を審査すべきか報告せず、また明示する書類を提出しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとされる。
- (9) 意匠出願の審査の結果、出願が意匠として保護される対象に関してなされていること、及び意匠出願の書類が正確に提出されていることが確認された場合は、特許庁により特許付与の査定が下される。
- (10) 特許庁は、意匠出願の審査の結果下された査定について及び優先日が本法第 16 条に従い決定された旨を、当該査定の下された日から 5 就業日以内に、出願人に書面で通知する。
- (11) 出願人は、意匠の登録前に、その出願を取り下げる権利を有する。

## 第 25 条 出願審査の結果についての特許庁の査定に対する不服審判

- (1) 発明出願の予備審査又は実体審査の結果下された査定又は実用新案出願若しくは意匠出願の審査の結果下された査定に不服がある場合は、出願人は、その理由を記載した審判請求書を、特許庁審査審判部（以下「審判部」という。）及び／又は裁判所に提出する権利を有する。審判部は、工業所有権の目的に係る出願審査の結果下された査定に対する不服申立を審理し、また工業所有権の目的についての特許付与に対する異議申立を審理し、かつ、審決するための機関である。
- (2) 審判部への審判請求は、特許庁による当該査定を受領した日、又は出願人が特許庁に請求した、自己の出願に対して引用された文献の写しを受領した日から 3 月の期間内に、出願人がこれを行う。  
当該審判請求は、それが受理された日から 4 月以内に、審理されるものとする。複雑な出願の場合は、当該期間は、出願人の同意を得て延長することができる。

(3) 出願人は、審判部の審決を受領した日から 6 月以内に、当該審決に対して司法手続により提訴することができる。

#### **第 26 条 出願の変更**

(1) 出願人は、発明特許の情報の公告前であるが発明特許付与の査定を受領日以前に、特許庁に適式の請求を提出することにより、前記出願を実用新案出願に変更する権利を有する。實用新案出願は、出願人が實用新案特許付与の査定を受領する前は何時でも、又は實用新案特許の付与拒絶の査定が下されたときは、当該査定に対する不服審判請求の提出期間満了前に、発明出願に変更することができる。

(2) 出願の変更において、最初の出願の優先日及び出願日が維持される。

#### **第 27 条 徒過した期限の変更**

(1) 出願人が徒過した、第 19 条(5)、第 21 条(3)及び(10)並びに第 25 条(2)に定める期限は、出願人の請求があれば、所定の額による特許手数料を納付し、かつ、当該徒過の正当な理由を提示したときは、特許庁がこれを回復することができる。

(2) 期限変更の請求は、徒過した当該期限満了後 12 月以内に出願人が特許庁に対しこれを行うことができる。

#### **第 28 条 発明、實用新案及び意匠の登録**

(1) 特許付与の査定に基づき、かつ、所定の特許手数料の納付を条件として、特許庁は発明を国家発明登録簿に、又は實用新案の場合は国家實用新案登録簿に、意匠の場合は国家意匠登録簿に（以下「国家登録簿」という。）登録する。国家登録簿は、発明、實用新案又は意匠の登録に関する情報、及び前記情報の変更を収載する。発明、實用新案又は意匠の情報の国家登録簿への収載については、特許庁がこれを決定する。

(2) 該当する国家登録簿に変更を収載させるためには、特許権者は、その旨の請求を提出すると同時に、特許庁に当該変更の理由を確証する書類を提出する。

(3) 特許庁は、自らの職権で又は出願人の請求により、国家登録簿における発明、實用新案又は意匠の登録に関する記載の文法的、印刷上の又はその他の明白な誤記を訂正することができる。

(4) 発明、實用新案又は意匠の登録又は特許の付与について所定の額による特許手数料の納付を証明する書類を提出しなかった場合は、発明、實用新案又は意匠は登録されず、かつ、関係出願は取り下げられたとされる。

#### **第 29 条 特許に係る情報の公開**

(1) 特許庁は、発明、實用新案又は意匠が関係登録簿に登録後 6 月以内に、公報により発明特許、實用新案特許又は意匠特許の情報を公開する。公開される情報の公報への収載については、特許庁がこれを決定する。

(2) 国家登録簿に収載されるすべての変更もまた、公報により公開される。

#### **第 30 条 特許証の交付**

(1) 発明特許、實用新案特許又は意匠特許の情報が公開された後に、特許庁は、特許証を特

許権者に対して交付する。

(2) 2人以上の者が1特許を受ける権利を有するときは、単一の特許証がすべての特許権者を記名してそれらの者に交付されるものとする。

### 第31条 特許手数料

(1) 特許手数料は、発明、実用新案又は意匠の出願及びその審理、発明、実用新案又は意匠の登録、特許の付与及び効力の維持、並びに発明、実用新案又は意匠の特許出願に関する他の法的に有意な行為について徴収される。

(2) いずれの法的に有意な行為につき特許手数料を納付すべきであるか、当該手数料の納付義務者、金額、納付手続及び納付期限、並びに特殊な区分の特許手数料納付義務者に対する給付、又は特許手数料の返還事由は、ベラルーシ共和国大統領がこれを決定し、及び／又はベラルーシ共和国大統領が決定しないものは、法令の定めによる。

(3) 特許手数料を使用する手続は、制定法の定めによる。

### 第32条 外国での特許出願

(1) ベラルーシ共和国の自然人及び法人は、発明、実用新案及び意匠につき外国において特許を求める権利を有する。

(2) 発明、実用新案又は意匠につき外国において出願をする前に、出願人は、ベラルーシ共和国において対応する出願を行い、発明、実用新案又は意匠につき外国において特許を求めようとする意思を特許庁に通知するものとする。

前記の通知を特許庁が受理した日から3月以内に特許庁による禁止がなされなかったときは、発明、実用新案又は意匠につき外国において出願を提出することができる。発明、実用新案又は意匠に係る外国における出願は、前記期間の満了前に提出することができる。ただし、当該出願における、ベラルーシ共和国の安全を害する虞がある情報開示の存否についてベラルーシ共和国閣僚評議会が定めた手続に従い検証が行われた後に限り、これを行うことができる。

その開示がベラルーシ共和国の安全を害する虞がある情報を含む発明、実用新案及び意匠は、制定法により定められた手続で秘密として保持され、外国での特許付与を受けることはできない。

(3) 外国での発明特許、実用新案特許又は意匠特許を求める際の関連費用は、出願人又はその同意を得て他の自然人若しくは法人がこれを負担する。

(4) ベラルーシ共和国内で効力を有する国際条約に基づく特許を求める出願は、当該国際条約に別段の規定がない限り、特許庁に対して直接に行う。

## 第V章 特許の失効及び回復

### 第 33 条 特許の無効の認定

(1) その効力の存続期間を通じて、発明、実用新案又は意匠の特許は、次の場合は、全部又は一部を無効と認められる。

1. 保護された発明、実用新案又は意匠が本法において規定された特許性の要件を満たしていないとき
2. 保護された発明又は実用新案の特許請求の範囲が最初の出願における明細書（又は特許請求の範囲）になかった特徴を含むとき
3. 特許が、発明者（共同発明者）若しくは創作者（共同創作者）又は特許権者の不法な表示を含むとき

(2) 特許庁は、特許無効の認定に関する情報を公報により公告する。

(3) 自然人又は法人は、何人も本条(1)第1号及び第2号に定める理由により、特許付与に対する異議を審判部に申し立てることができる。

特許付与に対する異議申立は、審判部がこれを受理した日から6月以内に審理されるものとする。異議申立人及び当該特許の特許権者は、当該審理に参加することができる。

特許付与に対する異議申立に関し審判部により下された審決につき、当該特許付与に対する異議申立人又は当該特許権者は、当該審決を受領した日から6月以内に、司法手続により提訴することができる。

(4) 本条(1)第3号に定める理由により申し立てられた特許付与に対する異議は、裁判所により審理される。

### 第 34 条 特許の早期失効

(1) 特許は、次の場合は早期に失効する。

1. 特許庁に提出された、特許権者の請求による時
2. 所定の期限までに特許維持のための特許手数料を納付しなかったとき
3. 本法第33条に基づき特許の無効が認定されたとき

(2) 特許庁は、特許の早期失効に関する情報を公報により公告する。

### 第 35 条 特許の効力の回復

(1) 特許維持のための特許手数料を所定の期限までに納付しなかった結果として特許が失効した場合において特許の存続期間が未だ満了していなかったときは、特許庁は、当該特許の効力を特許権者の請求により回復することができる。ただし、当該特許権者が延滞特許手数料及び当該請求提出について所定の額による特許手数料の納付を条件とする。

(2) 発明、実用新案又は意匠の特許が失効した時点から本条(1)に従うその回復の日までの期間中、ベラルーシ共和国の領域において当該特許と同等の解決を使用したか又は当該使用に必要な準備を行った者は、無償で当該解決の使用を継続する権利を維持する。ただし、当該使用の範囲が拡張されないことを条件とする（「後続使用権」）。

## 第VI章 発明，実用新案，及び意匠の実施

### 第 36 条 発明，実用新案，及び意匠の実施態様

(1) 特許を受けた発明及び方法を適用して製造された製品の市販化は，発明の実施である。製品が独立請求項に含まれた発明のあらゆる本質的な特徴又は均等の特徴を組み込んでいるときは，その製品は，特許を受けた発明及び特許により保護された方法を利用して製造されたとされる。

(2) 特許を受けた実用新案を利用して製造された製品の販売は，実用新案の実施である。製品が独立請求項に含まれた実用新案のあらゆる本質的な特徴又は均等の特徴を組み込んでいるときは，その製品は，特許を受けた実用新案を利用して製造されたと認められる。

(3) 特許を受けた意匠を含む物品の販売は，意匠の実施である。物品において，特許を受けた意匠のすべての本質的な特徴を組み込んでいることが視覚的に識別できるときは，その物品は，特許を受けた意匠を利用して製造されたと認められる。

(4) 特許権者でない者は何人も，当該特許権者の許可を取得することなしには，発明，実用新案又は意匠を使用することができない。ただし，当該使用が本法に基づく特許権者の権利の侵害と認められない場合を除く。

(5) 発明，実用新案又は意匠の使用を希望する自然人又は法人は，発明，実用新案又は意匠使用する権利の許諾に係る特許権者との契約（以下「使用許諾契約」という。）を締結するものとする。

(6) 使用許諾契約，特許譲渡契約又は特許証により証明された財産権を目的とする質権の設定は，特許庁に登録され，当該登録がなされないときは無効とされる。

(7) 2人以上の者が同一特許の特許権者である場合は，その特許に基づく発明，実用新案又は意匠の使用におけるそれらの者の関係は，それらの者の間の合意により決定される。合意のない場合でも，各特許権者は，特許の使用許諾契約又は特許譲渡契約の締結に関する場合を除き，自己の裁量で発明，実用新案又は意匠を使用することができる。

### 第 37 条 オープンライセンス

(1) 特許権者は，発明，実用新案又は意匠を一般的かつ非独占的ライセンス条件に基づいて使用する権利を何人に対しても許諾すること（以下「オープンライセンス」という。）を公告するよう特許庁に請願することができる。これらの場合は，特許維持のための特許手数料は，上記許諾の宣言を公告した年の翌年から 50%減額される。

(2) 前記発明，実用新案又は意匠の使用を希望する者は何人も，オープンライセンスに関する宣言に明記された契約条件に基づく使用許諾契約を締結するよう特許権者に求める権利を有する。

### 第 38 条 強制使用許諾

特許権者が，発明の場合は特許付与日から 5 年以内，又は実用新案若しくは意匠の場合は特許付与日から 3 年以内に，これを使用しないか又は使用が不十分である場合は，特許を受けた発明，実用新案又は意匠の使用を希望しながら，特許権者から使用許諾契約の締結を拒否されている何人も，裁判所に対して非排他的強制使用許諾の付与を申し立てることができる。特許権者が，当該発明，実用新案又は意匠の不使用又は不十分な使用が正当な理由による旨

を立証しない場合、裁判所は、使用が認められる範囲、対価、並びに支払日及び支払方法を定めて当該使用許諾を付与する。

### **第 39 条 先使用权**

(1) 自然人又は法人であつて、特許により保護された発明、実用新案又は意匠の優先日前に、かつ、その発明者又は創作者とは無関係に、特許を受けた発明、実用新案又は意匠と同一の解決を創出し、ベラルーシ共和国の領域において善意で使用し、又は当該使用のために必要な準備をした者は、無償で当該解決の使用を、当該使用の範囲を拡張することなく継続する権利を有する（「先使用权」）。

(2) 先使用权は、同一の解決が使用されたか又は使用のための必要な準備がなされた事業と共にするときのみ、他の自然人又は法人に譲渡することができる。

## 第VII章 発明, 実用新案及び意匠の法的保護に係る制度的基礎並びに発明者人格権及び特許権者の権利の侵害についての責任

### 第40条 特許庁の機能

(1) 特許庁は、本法に従い、発明、実用新案及び意匠に関する出願を受理し、その審査を行い、発明、実用新案及び意匠の国家登録を行い、ベラルーシ共和国の領域内で効力を有する特許を付与し、その権限の範囲内で特許法令の遵守を管理し、出願手続を明確化し、特許関連立法の適用に係る実務を一般化し、前記事項に関して、利害関係を有する法人及び自然人を組織として支援し、特許専門家を育成し、特許情報業務を遂行し、特許代理人の国家試験及び登録を行い、制定法に従い、その他の機能を果たす。

(2) 発明がヒトの治療法に関わる場合は、特許庁は、関係出願が公開された後、特許請求された発明の実施可能性について、国家の所轄当局に照会し判断することができる。

(3) 特許庁の職員及び従業者は、雇用期間中及びその終了後1年間、発明出願、実用新案出願又は意匠出願を提出すること又は直接的若しくは間接的に特許を受ける権利を取得すること、並びに、発明特許、実用新案特許又は意匠特許を登録することができない。

### 第41条 発明者人格権及び特許権者の権利の侵害についての責任

(1) 発明者人格権を奪取するか、共同創作者の地位を強要するか、又は特許出願の前に、特許請求される発明、実用新案又は意匠の本質を、発明者又は創作者の同意なく違法に開示する者、又は特許権者の排他的権利を侵害する者は何人も、制定法に基づき責任を負う。

(2) 特許庁の職員及び専門官並びに特許を受けた物品又は方法の利用について許可を与える権限を授与された機関の職員及び専門官は、出願公開前に当該出願の本質を開示したときは、制定法に基づき責任を負う。

## 第VIII章 最終規定

### 第 42 条 国際条約

ベラルーシ共和国において実効性があり、発効した国際条約が本法に定める規定と異なる規定を含む場合は、当該国際条約の規定が適用される。

### 第 43 条 外国の市民、市民権を有しない自然人及び外国法人の権利

外国の市民、市民権を有しない自然人及び外国法人は、本法及びベラルーシ共和国の発明特許、実用新案特許及び意匠特許に関する他の法令で規定された権利を享受し、かつ、ベラルーシ共和国の市民及び法人と同等の責任を負う。ただし、ベラルーシ共和国の法令及び国際条約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

### 第 44 条 本法の施行

(1) 本法は、その公布の 6 月後に施行され、例外として第 46 条は本法の公布の日に施行される。

(2) ベラルーシ共和国の法令が本法に従い整備されるまで、通達はそれが本法に反していない部分に限り適用される。ただし、ベラルーシ共和国の憲法に別段の規定がある場合はこの限りでない。

### 第 45 条 失効する法律

本法の施行により、次の法律は失効する。

1993 年 2 月 5 日の意匠特許に関するベラルーシ共和国の法律

1997 年 7 月 8 日の発明特許及び実用新案特許に関するベラルーシ共和国の法律

発明特許及び実用新案特許に関するベラルーシ共和国の法律の改正及び補足に関する 1998 年 1 月 6 日のベラルーシ共和国の法律

ベラルーシ共和国の工業所有権分野における一定の立法行為の修正に関する 2001 年 7 月 16 日のベラルーシ共和国の法律第 1 条及び第 3 条

意匠特許に関するベラルーシ共和国の法律の施行に関する 1993 年 2 月 5 日ベラルーシ共和国最高評議会の決定

### 第 46 条 ベラルーシ共和国法令の本法に従った整備

ベラルーシ共和国閣僚評議会は 6 月以内に次の事項を行うものとする。

- 本法に従いベラルーシ共和国政府の決定を発すること
- 共和国の行政機関に対し、それらの通達を本法に従って定めさせること
- 本法の施行に必要な通達を採択すること